

令和3年9月農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時
令和3年9月28日(火)
開会 午後1時30分
閉会 午後3時00分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 講堂1 (南庁舎3階)
- 3 出席委員
農業委員11名
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者
なし
- 6 出席した事務局職員
事務局長、事務局次長、事務局補佐、主事
- 7 議題等
第16号議案 農用地利用計画の変更について
第17号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第18号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
第19号議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見
について
報告事項12 農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について
- 8 会議の要旨

会 長	本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただいまの出席委員は、11名です。 定足数に達しておりますので、これより9月の農業委員会総会を開催します。 これより議事に入ります。 総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声】
会 長	異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。 議事録署名者は、飯沼勝則委員、加藤清徳委員をお願いいたします。 本日の付議事件としては、第16号議案「農用地利用計画の変更について」が1件、第17号議案「農地法第5条の規定による許可

	申請について」が1件、第18号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」が2件、第19号議案「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見について」が1件でございますのでよろしくお願いします。
会 長	それでは早速ですが、第16号議案「農用地利用計画の変更について」、事務局より説明をお願いします。
事務局 補佐	<p>それでは、第16号議案「農用地利用計画の変更について」説明をします。</p> <p>この議案は、農業振興地域整備計画に定められている農用地利用計画を変更するにあたり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、市町村長が農業委員会の意見を聴くものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>【調書を朗読】</p> <p>調書の説明は以上でございます。</p> <p>また、市の変更内容個別検討調書より、農用地区域除外の要件を満たす理由について、担当より説明させていただきます。</p>
事務局	<p>【変更内容個別検討調書説明】</p> <p>第16号議案の説明は、以上でございます。よろしくご審議お願いします。</p>
会 長	それでは、調査されました委員の方から調査報告をお願いします。
荒谷弘美 委 員	<p>9月23日、加藤清徳委員、裕原圭子委員と現地を調査しました。申出地は、北山町北山地内で中央通り体育館南交差点から南進し、甚田歩道橋を越えた南東側の農地の一角に位置しています。申出地は現在水稲の作付がされており、東側は北山集会所が隣接し、西側は中央通りを挟んで旭小学校があります。</p> <p>申出者は市外の賃貸暮らしで、子どもの成長に伴い手狭となったことから、実家近くの本件土地で分家住宅を建築するもので、本家敷地以外には代替する土地はありません。</p> <p>申出地の西側に残る農地は、今後も耕作を続けるとのことで、北西側に取水口があることから営農に支障はありません。</p> <p>排水計画としては、雨水については、敷地内に集水柵にて集水し、汚水雑排水については、合併浄化槽にて処理し、既設排水路へ放流予定であることから周辺農地に影響はないものと考えます。</p> <p>以上の理由から、調査員としては本申出はやむを得ないと考えます。よろしくご審議お願いします。</p>

会 長	説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
会 長	質問もないようですので、第16号議案「農用地利用計画の変更について」賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第16号議案について賛成することに決定しました。 続いて、第17号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。
事務局 補佐	それでは、第17号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。 この議案は、農地法第5条の規定に基づく農地転用に関する許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。 【調書を朗読】 また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物ではないため、特に他法令の申請はございません。 その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。 第17号議案の説明は以上でございます。
会 長	それでは、調査されました委員の方から調査報告をお願いします。
佐藤庸子 委 員	本案件は、6月に松原八壽雄委員、水野洋子委員と現地を調査し、6月定例総会にて「農用地利用計画の変更について」でご審議いただいた内容でございます。 申請地は、名鉄瀬戸線の線路の北側、城山ふれあい農園から城山街道を挟んだ南側の一団の農地の一角に位置しています。 申請内容は、借受人となる会社が、自己所有地と借り受けた土地を合わせて駐車場に転用するもので、現状は既に駐車場として利用されています。違反転用状態ではありますが、始末書の添付がされており、転用理由や資金計画をみても、内容は妥当であると判断できます。また、排水については、砂利敷きの自然浸透としていることから周辺農地に影響を及ぼすことはないものと考えます。 以上の理由から、許可の基準を満たしていると判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いします。

会 長	説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
会 長	質問もないようですので、第17号議案「農地法第5条の許可申請について」賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第17号議案について許可相当とすることに決定しました。 続いて、第18号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」、事務局より説明をお願いします。
事務局 補佐	第18号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」説明をします。 この議案は、被相続人がお亡くなりになり、相続された農地について、引き続き農業を行うことにより、申請者が租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予を受けるための適格者であることについて、本市農業委員会の承認を得るものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。 なお、申請が2件ございますが、それぞれ調書を読み上げ、個別に審議をお願いします。 【番号1 調書を朗読】 番号1の説明は以上でございます。
会 長	それでは、番号1について調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
加藤清徳 委 員	9月23日、荒谷弘美委員、松原圭子委員と現地を調査しました。 申請地は、天神川に架かる六兵衛前橋から南へ120メートル程に位置する畑で、現在農地として良好に管理されております。 相続人の母から今後の営農について意向を確認できたことから、引き続き農業経営を継続していくには、問題はないものと考えます。 以上のことから、調査員としては証明して差し支えないと考えます。よろしくご審議をお願いします。
会 長	報告が終わりましたので、番号1について、何か質問はございませんか。 【質疑応答】

会 長	質問もないようですので、番号1について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、番号1について承認することに決定しました。続いて、番号2について、事務局より説明をお願いします。
事務局 補佐	【番号2 調書を朗読】 番号2の説明は以上でございます。
会 長	それでは、番号2について調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
加藤清徳 委 員	9月23日、荒谷弘美委員、松原圭子委員と現地を調査しました。申請地は、天神川に架かる天神橋から南東へ150メートル程に位置する田で、現在水田として良好に管理されております。 相続人は番号1の相続人とは兄弟関係であり、同じく相続人の母から今後の営農について意向を確認できたことから、引き続き農業経営を継続していくには、問題はないものと考えます。 以上のことから、調査員としては証明して差し支えないと考えます。よろしくご審議をお願いします。
会 長	報告が終わりましたので、番号2について、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
会 長	質問もないようですので、番号2について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、番号2について承認することに決定しました。続いて、第19号議案「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見について」事務局より説明をお願いします。
事務局 補佐	第19号議案「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見について」説明をします。 この議案は、農業経営基盤強化促進法第6条の規定に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更を行うに当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき、尾張旭市農業委員会の意見を求めるものでございます。 それでは、計画の概要について担当より説明させていただきます。

事務局	<p>【計画概要の説明】</p> <p>第19号議案の説明は以上でございます。よろしくご審議お願いします。</p>
会長	<p>説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
松原八壽雄 委員	<p>現在、認定新規就農者が3名いますが、それだけで今後の尾張旭市の農業を支えていくことは難しいと考えます。産直友の会や農業まつりで「年金農業」というものを掲げていますが、認定農業者だけでなく、年金をベースにした農業者を確保するといったアプローチがあってもよいと考えます。</p> <p>また、産直友の会として学校給食センターに野菜を提供していますが、露地野菜を給食用に生産するとなると、機械化しないととてもじゃないがやっていけないと感じています。新規就農者も畑作中心のため、機械力がないと厳しく、機械一つをペイするにも相当量の作業が必要で、機械の導入助成等の支援が必要になってくると考えます。畑作中心であれば、水田ほど広い面積を経営出来ないので、新規就農者がやれる範囲は限られてくると思います。</p>
飯沼勝則 委員	<p>新規就農者の確保の目標を年間1人と設定していますが、具体的に何をやるかが重要だと思います。</p> <p>既存の認定農業者だけでは、年齢的にもこの先問題になると思うので、若い人たちを確保するため、制度を活かしていく体制を作ることが必要だと考えます。</p> <p>今どうしたら良いかという話ではありませんが、今後の課題として考えていく必要があると思います。</p>
若杉 満 委員	<p>農業委員会で話すことではありませんが、農業後継者の確保だけでなく、新規就農者の販路の確保についても市や農協が協力して支援していく必要があると考えます。</p>
水野政起 委員	<p>この基本構想は、農業経営基盤の強化に向けて、市としての目標を明確化するための指標であり、尾張旭市で農業に取り組んでいくときの一つの目安として捉えてもらえればよいかと思います。</p>

事務局	<p>内容について特に修正がなければ、このまま県に提出させていただきますが、皆さんよろしかったでしょうか。</p> <p>なお、地域農業の将来方針や担い手の確保といった課題に対する具体的な内容については、人・農地プラン検討会等の農業者の協議の場において、引き続き協議していく必要があると考えます。また、農業者の収入を安定させられるように、今後も市と農協が協力して支援を考えていきますので、よろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>様々な意見が出ましたが、第19号議案「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見について」内容の修正事項はなく、このまま県に提出して差し支えないものとして報告しますので、ご承知おきください。</p>
会 長	<p>これをもちまして本日の付議事件は終了しました。</p> <p>次に報告事項に移ります。報告事項12「農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について」事務局より報告をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、報告事項12「農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について」説明させていただきます。</p> <p>1としまして、農地法第4条による届出が、3件で2,580平方メートル、主な概要は、北原山町地内ほかで一般個人住宅1件、露天駐車場2件です。</p> <p>2としまして、農地法第5条による届出が、11件で3,676平方メートル、主な概要は、晴丘町地内ほかで一般個人住宅8件、露天駐車場2件、倉庫及び事務所1件です。</p> <p>これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。説明は、以上です。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
会 長	<p>質問もないようですので、本日の議事はこれをもちまして終了いたしました。</p> <p>その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。</p>
事務局	<p>今月は特にございません。</p>

会 長	<p>それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。</p> <p>次回農業委員会定例総会は10月28日(木)午後1時30分から302・303会議室にて開催を予定しております。</p> <p>これをもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。</p>
-----	---